主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点について。

原判決の確定するところによれば、本件買収計画に対する訴願の裁決書はおそく も昭和二三年――月二〇日に上告人に送付せられ、その後同二四年―月二九日に本 件買収令書か上告人に交付せられたというのであつて、買収処分の效力は買収令書 の交付のときに生ずるのであるから、たとえ、右買収令書の日附若しくは同令書に 記載された買収の時期か訴願裁決の日以前であつたとしても、それがために買収処 分の效力に消長を来すものということはできない。論旨は理由がない。

同第二点について。

自作農創設特別措置法第五条四号によれば、都市計画法一二条一項の規定による 土地区劃整理を施行する土地の境域内にある農地で、都道府県知事の指定する区域 内にあるものは、同法三条の規定による買収をしないとするのであつて、右のごと き土地の境域内にある農地でも、都道府県知事の指定のないものは、同法五条四号 の規定によつて同法三条による買収を禁ぜられているものでないことは明らかであ る。原判決の同条同号に関する解釈は正当であつて、論旨は理由がない。

よつて民訴四〇一条同九五条八九条に従い全裁判官一致の意見を以て主文のとお り判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	;	霜	山	精	_
裁判官	į	栗	Щ		茂
裁判官		/ \	谷	勝	重

 裁判官
 藤
 田
 八
 郎

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎